

第4回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第4回定例会

令和5年7月28日

開会 14時00分

閉会 15時30分

出席委員
(21名)

会長 依田 繁二

会長代理 船田 寿夫

1 小野澤 文利

14 柳澤 大作

2 笹平 民男

15 上原 真由美

3 檜原 龍太郎

17 武舎 和久

5 小野 高男

18 山田 貴司

6 杉田 修司

推進 上原 敦夫

7 小宮山 信幸

推進 五十嵐 秀人

8 保科 正行

推進 伊藤 茂

10 井出 藤男

推進 白石 文生

11 田口 千秋

推進 大塚 和信

12 比田井 尚良

欠席委員

13 田中 章

16 北沢 秀則

議事録署名委員

8 保科 正行

10 井出 藤男

出席職員
(7名)

農業委員会事務局

事務局長 小林 幸司

事務局次長 小宮山 真二

事務局 小林 誠司

事務局 佐藤 一弥

事務局 黒澤 しほ

事務局 鈴木 優

事務局 小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

第4回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階 大会議室

事務局 皆様お疲れ様です。会議の開始前にお知らせをさせていただきます。13番の田中委員ですが、身内にご不幸があり急遽欠席ということですが、北沢委員は若干遅れていますが時間になりましたので始めさせていただきます。それでは開会を船田代理の方からお願いをいたします。

会長代理 大変暑い中お集まりをいただきまして、大変御苦労様です。先週の土曜日に、梅雨が明けまして暑い日が続いています。予報ですと、これからも暑い日が更に続くということですので、体調管理等を十分していただき、熱中症等にならないように、お互いに気をつけていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

ただいまより、農業委員会第4回定例総会を始めさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局 ありがとうございます。それでは続いて、会長の方からご挨拶をいただきまして、引き続き、議事録署名人の指名及び議事の進行までお願いをいたします。

会長 皆様、暑いところ御苦労様です。6月から7月まではかなり雨が降ったわけですが、その雨が上がって梅雨明け直後から、酷暑の連続で農作物への被害がなければいいかと心配する毎日です。

今月の農業委員会に係る会議の事業報告をさせていただきます。7月5日に上小農業委員会協議会の通常総会が行われました。6日は、東御市農業振興審議会が開催され、振興地域整備計画変更・除外申請が15件あり、面積が27,007.2平方メートル(2町7反歩)の除外面積が承認され、今後の農地の維持に大変心配される所です。それ以外に、行事参加としまして、巨峰の王国まつり・火のアートフェスティバルの実行委員会がそれぞれ2回開催、本日、東御市のまちづくり審議会が夕方開催予定です。

議長(会長) 早速ですが議事に入ります。本日の議事録署名には、8番の保科正行委員と10番の井出藤男委員にお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

3-1 ○○番、図面は1ページをご覧ください。場所は○○から○○メ

一トールほど北西にある農地です。譲受人・譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は経営規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では白菜・ネギ・玉ネギを栽培する予定です。申請者の自宅・農地に隣接しており問題ないと判断しました。

3-2 〇〇番〇〇他4筆、図面は2ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇メートルほど南東にある農地です。譲受人は〇〇の農地所有適格法人、譲渡人は〇〇の方です。譲受人はこれまでも申請地で耕作を行っており、今後も農地の管理や耕作を継続していくため正式に農地を所有権移転するものです。申請地では引き続き花苗の栽培をする予定です。譲受人の事務所・農地に隣接した農地ということで、問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号1の案件につきまして、五十嵐委員より説明をお願いします。

五十嵐委員 よろしく申し上げます。ただいまの説明のとおり〇〇より北西に〇〇メートルから〇〇メートル離れたところで、譲渡人の〇〇が〇〇年に相続した土地ですが、その年から〇〇がその土地をずっと耕作しています。今はカボチャ、ナス、枝豆等が栽培されていて、付近にブドウ畑またはクルミ畑等がありますが、隅々まで綺麗に管理をされている状態です。問題はないと判断しますがご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑を受けたいと思います。番号1の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。譲受人は〇〇歳で高齢ですが、この後、もしもの時にはどうするのですか。

五十嵐委員 そこに自宅と書いてあるところは息子さんのために建てた家で、息子さんはサラリーマンですが、ゆくゆくは土地の管理をしていくという意向を示しています。お父さんが農機具等を揃え持っていて、トラクターをはじめ管理機等があります。継続可能だと判断しています。

議長（会長） ありがとうございます。他にご質問ありませんか。ないようですので採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。番号1につきましては、賛成多数で可決されました。決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、説明を柳澤委員よりお願いいたします。

柳澤委員 番号2番です。譲渡人が〇〇の〇〇さん、譲受人が〇〇に本社がある〇〇です。地図2ページになります。譲渡人の〇〇は、高齢のため農地の管理が困難で手放したいということです。約〇〇年前から〇〇が借りて、花の苗を作る設備等はすでに設置されています。高齢のために賃貸ではなく譲りたいということです。〇〇もしっかりとした会社ですし、特に問題はないかと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号2の案件につきまして、ご質問ご意見を受けたいと思います。挙手の上発言をお願いいたします。

小野澤委員 〇〇は大規模の花生産をされている業者ということで承知していますが、たびたび農地を取得したいとか、借り受けして、規模を拡大しているという状況が見受けられます。〇〇の会社の概要をお聞きできればと思います。

事務局 〇〇について説明いたします。本社は〇〇にあり、主に花の栽培をしています。会社の設立は〇〇年〇〇月〇〇日です。資本金額は〇〇円となっています。東御市においては、現在今回の農地も含めて〇〇平方メートルの経営をしているという状況です。

小野澤委員 経営状況についてお願いします。

事務局 〇〇の全体としての売上高については、〇〇円、売上の総利益につきましては、〇〇円となっています。

議長（会長） よろしいですか。〇〇円の売上で利益は〇〇円ということです。

小野澤委員 会社全体の経営決算だと思いますが、もう少し聞きたいのは、〇〇でやられているのは、会社全体から見てどのくらいの規模のものなのでしょうか。少しずつ規模も決まっている状況の中で、この地域にどのくらいの売上、貢献されている企業というか、会社なのか。担当としてどう思いますか。

事務局 3条の添付資料としては、会社全体の決算書の提出のみを求めていますので、東御市の中でどれくらい売り上げられているという点は、把握できていません。

小野澤委員 できれば東御市としての概要でもいいかと思いますが、どのくらいの売り上げがあって、どんな貢献をされている会社なのかということ、事務局としてもある程度把握していた方がいいのかなと思います。今後、書類の段

階でチェックしていただければと思います。

議長（会長） 小野澤委員から質問がありました。事務局の方でも極力把握力を強めていただくように、お願いいたします。他にご質問はありませんか。なければ採決に入りたいと思います。第1号議案の番号2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてです。4条、1番につきましては、5条計画変更1番案件と関連があるため、一括の説明といたします。

4-1 ○○、資料は3ページ、4ページ、5ページをご覧ください。場所は○○線、○○信号の西側にある農地です。計画変更申請で住宅分譲敷地の申請です。申請者は○○の不動産業者です。申請者は、○○年○○月に、建売住宅敷地として許可を受けたのですが、敷地の一部を宅地分譲敷地として利用を計画するものです。準工業地域で、用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。なお採決につきましては、議案は分かれています。5条計画変更1番、4条1番の順にそれぞれお願いできればと思います。よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 担当の小野委員より、説明をお願いいたします。

小野委員 ご説明いたします。地図の4ページご覧ください。4ページの黒くマジックで囲んである二つの土地があり、○○はもともと○○の土地で宅地用として持っています。それに対して、○○と○○を追加で宅地にしたいという全体像です。○○という会社は東証プライム上場して、○○円の資本金で約○○人の会社です。中古住宅の再生が主で、売り上げが大体○○円です。営業利益率が大体○○パーセントぐらいの会社です。そのような大きい会社ですが、この辺に分譲したいということです。もともと建売用に住宅を持っていましたが、分譲にしたいというこの土地が○○です。それとは別に、畑の地目だったのを分譲住宅に使いたいということで、敷地そのものは○○の敷地ですが用途変更したいというのが○○です。この一帯を○○がまとめて分譲にしたいということだと思います。○○が目の前にあってその裏側なので、ご認識いただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、それぞれ計画変更第5条1と4条1、あわせてご質問ある方は挙手の発言をお願いいたします。

杉田委員 4ページの図面の中で今回の申請地の横に、〇〇という土地がありますが、ここの所有者は誰になっているのでしょうか。

事務局 ただいまの杉田委員のご質問にお答えいたします。〇〇の所有者は〇〇の宅地になっています。よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようであれば、採決に入りたいと思います。まず第3号議案にある計画変更1から採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。第2号議案、第4条番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。それでは、改めまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、計画変更の2、番号1から番号5までを事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてお願いいたします。5条計画変更2、5条1番案件と関連があるため一括の説明といたします。5-1 〇〇、計画変更です。所有権移転です。資料は6ページ、7ページをご覧ください。場所は〇〇の北側にある農地です。計画変更申請で住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。当初は、〇〇年〇〇月に住宅敷地として許可を受けたのですが、資金調達が困難となったことから転用事業は行っていませんでした。譲受人は申請地を継承して住宅として利用を計画するもので、第1種低層住居専用地域で、用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。続きまして、5-2 〇〇、賃借権設定です。資料は8ページ、9ページをご覧ください。場所は〇〇の北側にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は製造業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は申請地にて増員した従業員の駐車場を計画しており、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。第2種農地で代替性がないということで転用はやむを得ないと判断しました。続きまして、5-3 〇〇、所有権移転です。資料は10ページ、11ページをご覧ください。場所は〇〇の東側にある農地です、資材置き場敷地の申請です。譲受人は、建設業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は

申請地の隣接地に事務所を所有しており、隣接地と一体的に利用を計画するものです。なお、申請地は〇〇年〇〇月に農振除外済みです。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。続きまして、5-4 〇〇他1筆、所有権移転です。資料は12ページ、13ページをご覧ください。場所は、主要地方道〇〇線〇〇信号の南東にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、実家に住んでいますが、手狭なため申請地を譲り受け住宅とするもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。なお、申請地は〇〇年〇〇月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。続きまして、5-5 〇〇、賃借権設定です。資料は14ページ、15ページ、16ページをご覧ください。場所は〇〇集落の東側にある農地です。農地法第5条第1項第8号則第53号により転用許可不要の認定電気通信事業者による有線電気施設設置に伴う休憩所敷地の一時転用申請です。譲受人は電気事業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は、〇〇年〇〇月まで当該敷地周辺で、〇〇年に建設された老朽化した鉄塔設備の建替工事を行います。工事に伴い、作業現場近くに休憩所等を計画しており、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。それでは計画変更2からそれぞれ担当の皆さん、委員の皆さんに説明をいただきたいと思います。
まず計画変更につきまして、保科委員より説明をお願いいたします。

保科委員 計画変更2と番号1が関連していますので一緒に説明したいと思います。6ページ、〇〇の北側の〇〇の中央になります。〇〇は〇〇年前に〇〇の企業局が造成した団地になります。変形のこの形だけが残っていて、ここを宅地として使いたいという申請になっています。この場所は整備もしてないですし、傾斜地で宅地以外に使い道はないかと思います。特に問題はないかと思います。

議長（会長） それでは計画変更2と番号1も関連しているので説明を両方受けました。計画変更2につきましてご質問のある方は挙手の上発言をお願いいたします。特にご質問、ご意見ありませんか。ないようでありますので採決を取りたいと思います。5条の規定による許可申請について、計画変更2について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

- (全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、続けて保科委員より説明をお願いいたします。
- 保科委員 8ページになります。下の方にある道が〇〇線になります。〇〇があり、その上になります。5条-2と書いてありますこの辺りは、つい最近まで全部水田でした。9ページを見ていただくとわかりますが、9ページの中央辺りに、宅地の形で線が引かれています。水田だったところがすべて宅地に造成されていて、今建設中です。事業者の工場に接する土地を、事業者が買い上げています。この申請場所の地目は田になっていますが、事業者の従業員の駐車場として使いたいという要望です。
- 議長（会長） ただいま説明を受けました番号2の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いいたします。ご質問はありませんか。それではご質問がないようですので、採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手) 全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきまして、上原委員より説明をお願いいたします。
- 上原委員 番号3についてご説明いたします。地図は10ページ、11ページをご覧ください。譲受人が〇〇、〇〇の方です。譲渡人は、〇〇さん、〇〇の方です。場所は〇〇道を下っていき、〇〇の西側になります。譲受人は〇〇に事務所を建設して仕事をしていますが、隣接地を資材置き場として取得し利用したいということです。譲渡人は、その求めに応じたということです。場所的に何ら問題はないと判断いたしましたので、ご審議よろしくをお願いいたします。
- 議長（会長） ありがとうございます。それではただいま詳細にわたって説明がありました番号3の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。なければ採決に入りますがよろしいですか。それでは、番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして、伊藤委員より説明をお願いいたします。

伊藤委員 場所は、〇〇入り口から〇〇の方に〇〇キロメートルぐらいのところに〇〇がありその裏手になります。地図は13ページです。譲渡人の〇〇が〇〇に住んでいるのですが、手狭になったので、〇〇の〇〇から譲り受けたいということです。〇〇区画ありますが〇〇区画が住居で、〇〇は家庭菜園として購入したいということで問題ないです。この方の言うことには転用申請により良好な環境を害しないようにその責任と負担において必要な処置を講じます。それと、用水路、農作物、被害の恐れのある場合、または発生した場合は速やかにその防止策及び復旧を行う、保証しますという承諾をいただいていますので、ご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それぞれ転用の条件に対して、細かく承諾しているようですので、それらも含めましてそれぞれご検討いただきたいと思えます。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いいたします。なければ、採決に入りますがよろしいですか。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号5の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いいたします。

小野澤委員 それでは説明いたします。お手元の資料はページ14、15、16の図面を参照いただければと思います。場所は、〇〇の〇〇から〇〇の中間あたりに位置しまして、北へ約〇〇メートルぐらいです。〇〇の東側、大字は〇〇字〇〇という場所になります。内容ですが、譲渡人は〇〇の〇〇、譲受人は、〇〇で、鉄塔が〇〇年の建設で、非常に老朽化しているというような状況の中で新たに鉄塔の建替工事を行うものです。工事に当たりまして、作業員の休憩所、仮設トイレ、倉庫等を設置するものであり、譲渡人は事業者の依頼に協力するものです。この周辺の関係区長さんの同意、隣接者への説明等も行い、了解を得ているという状況です。公共的要素もある事業ですから特段問題ないかと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。公共施設に対する臨時的な転用ということで、その点を含めましてご質問ご意見を受けたいと思えます。ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。それでは採決をとります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） 全員賛成と認め、決定いたします。ありがとうございます。続きまして、第4号議案に入りたいと思えます。農用地利用集積計画につきまして、

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

第4号議案、農用地利用集積計画7月分について説明いたします。資料の5ページが通常の利用権設定です。4件、10筆、合計9,982平方メートルです。資料の6ページが所有権移転です。1件、1筆、合計2,242平方メートルです。資料の7ページが、中間管理機構を使った利用権設定です。8件、18筆、合計35,595平方メートルです。全体の合計は13件、29筆、合計47,819平方メートルです。今回、通常の利用権設定の3番と中間管理事業を使った利用権設定の8番は、〇〇さんと〇〇との利用権です。本来であればすべて中間管理での利用権設定を行う予定でしたが、一部抵当権設定されている農地があり、中間管理事業を使う場合、原則として抹消登記を行った後でないと申請ができないということから、一部通常の利用権設定で、土地の貸し借りをするという事です。事務局からの説明は以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、それぞれ運営委員会としてはできるだけ中間管理事業を活用することを勧めているわけですが、事務上できない部分がありますので、ご質問ご意見を受けたいと思います。挙手の上発言をお願いいたします。なければ第4号議案の農用地利用集積計画について賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、農業経営改善計画の意見聴取について入りたいと思います。別冊を見ていただきたいと思います。説明は事務局よりお願いいたします。

事務局

それではお願いいたします。第4回農業経営改善計画認定審査会議案の1ページをおめくりください。今回の案件は、1名で新規の方になります。〇〇、〇〇の方です。2ページをお願いいたします。〇〇の農業経営改善計画書が出ています。①農業経営体の営農活動の現状及び目標は、営農類型になりますが、現状は稲作、雑穀、ジャガイモ、果樹、それを目標の〇〇年、〇〇年後までには稲作と果樹類でいきたいということです。農業経営の現状及びその改善に関する目標は、現状〇〇円、目標〇〇円となっています。〇〇年の決算が修繕費でブドウの棚、その他修繕費を概ね〇〇円ほど使っていますので、今回は〇〇円ですが、目標はアップして〇〇年後にはブドウが取れていくという計画を立てていますので〇〇円となっています。年間労働時間は、〇〇時間、目標〇〇時間で主たる従事者の人数は、本人の〇〇名です。生産は、水稲とブドウを挙げています。現状の作付、水稲は〇〇アール、目標〇〇アールです。ブドウは、作付、現状は〇〇アールあり、目標は〇〇ア

ールを掲げています。生産量はブドウについては〇〇です。ただ少しずつ取れ始めてきていて、今年もしくは来年あたりから出荷できるかなというようなレベルではあります。続きまして3ページになります。農用地は、所有地借入地含めて〇〇アール、目標は〇〇アールです。農業生産施設は、資材倉庫、機械倉庫を現状、お持ちです。ブドウ棚、現状、〇〇平方メートルあり〇〇年後までに増やしていくということです。またブドウハウスも作っていくということで〇〇平方メートル、合計で〇〇平方メートルほどです。〇〇年後までに建てたいという計画を立てています。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、現状は水稻栽培ですが、今後は果樹栽培を導入し複合経営を行う。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、白色申告ですが、今後青色申告を実施する。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は休日制の導入と露地と施設のブドウ栽培により労力の分散を図りながら、労働条件の改善を目指す。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は、果樹栽培の導入により所得の向上を目指す。それから制度資金及び補助事業の活用を目指して投資の係る費用削減を目指していきたいということで掲げています。経営の構成ですが、〇〇、〇〇（奥様）、〇〇（ご長男）です。今年〇〇歳で、数年経つと息子さんに移譲できればという考えがあり、複合経営をして所得を稼げる農業に少しずつ転換をしていきたい。4ページですが、ブドウ棚、乗用モア、SSの機械の取得計画を挙げています。最後、5ページですが、収支計画は現状マイナスですが、そこから目標、〇〇円を目指していきます。経費関係は〇〇の経営指標を当てはめて経費を計算してあり、収入については概ね〇〇年後に取れる収量を全部で〇〇円として計算をし、収入〇〇円を目指していくということで、計画していますのでご覧いただければと思います。説明については以上になります。

議長（会長） ありがとうございます。それでは地区担当の山田委員より補足説明をお願いいたします。

山田委員 それでは申請者に対するヒアリングの結果についてご説明申し上げたいと思いますが、事務局からご説明があったとおりとなりますので、若干補足するといったような程度になります。よろしくお願いいたします。今回の申請の基本的な部分は生食用ブドウの栽培に注力をしていきたいというところ。申請者は約〇〇年前、定年退職後から試験的に始めていたブドウ栽培に注力したいということです。〇〇年次の収支が赤字になっているというところは、ブドウ棚の修繕等々で約〇〇円ですが、自己資金で対応しているということです。経営の構成は、基本的には家族経営ではありますが、奥様、長男さんも現状、会社員で今後についても申請者自身を中心に作業を行っていくということになります。機械器具、倉庫補助、基本的なリソースも揃っ

ていますし、約〇〇年にわたる栽培経験からの栽培技術も相当積み上げられて、経営継続に関しては、大きなリスクはなさそうに感じています。あと規模拡大予定の圃場の確認を一緒にさせていただきましたが、圃場の方でその土壌改良対応が着々と進んでおり、新規圃場も、準備が十分整いつつあるといった状況でした。年齢的に今年〇〇歳ですが、この年齢についてどう考えられるかというところもあると思いますが、申請者の方は、必ずしも息子さんに譲っていききたいというところにこだわりはなくて、事業を継続していく中で、第三者に関心を持ってもらえる可能性にも期待をしていきたい、そのためには事業をとにかく継続していききたいというところで、そういった考えに重きを置いて今後も進めていきたいと申ししていました。以上になりますが、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長（会長） ありがとうございます。詳細にわたってただいま説明を補足させていただきました。内容につきましては、各委員の皆さん方それぞれ意見等ございましたら、挙手の上発言をお願いしたいと思います。

小野委員 〇〇でブドウという組み合わせは、実績としてどのぐらいあるのですか。

議長（会長） 私自身も把握はしていますが、生食を結構作っています。

事務局 会長から一部お答えしていただきましたが、その他に加工用のワイン用ブドウも、大分生産が進んでいまして、過去に土質調査もやったことがありますが、育たないことはないということで、〇〇の果樹試験場の方からもお話をいただいています。山田委員の説明の中で土壌改良という言葉がありましたが、おそらく水はけの問題が若干心配のためにしているのかと思います。

議長（会長） 〇〇という方が醸造もしていますし、あと生食を結構やっています、〇〇には及びませんが。他にご質問ご意見ありませんか。

杉田委員 事務局にお聞きしたいのですが、この経営改善計画書が出てきた時に、中身の精査とかは事務局の方ではしているのでしょうか。この方の現状、〇〇年では、水稲が〇〇アール、生産量〇〇キログラム、ブドウが〇〇アールで生産量〇〇なのでブドウは植えたばかりなのかなという気がします。現状水稲だけがメインの耕作されている方で、労働時間を見ると、〇〇時間、あと奥さんと息子さんが、合わせて〇〇時間の労働時間ということで、それが〇〇年後の目標は、水稲が〇〇アール、〇〇倍にしてブドウが〇〇アール、〇〇倍に面積にするという中で、労働時間等を見てもこの〇〇名の合計で〇〇時間、〇〇時間しか増えてないのに、ブドウは今の収穫〇〇から〇〇になる。

労働時間的にも非常に無理がある計画ではないのかなと、収支計画の中でも、ブドウの生産量が〇〇アールで、〇〇キログラム〇〇円、あと新規のシャインマスカットで〇〇アール、〇〇円、クイーンルージュで〇〇アール、〇〇円もこの根拠について、〇〇の指標と言われましたが、すべてにおいて天災、災害とか全くないような状況で、100パーセントよくできたという状況でこの数字になるかもしれませんが、いろいろな状況があります。その見込みについて心配なのかなという気がしましたので事務局にこの精査はしているのかどうか確認をしたいと思います、お願いします。

議長（会長） 事務局お願いします。

事務局 県とこちらの方で精査はしています。労働時間については、あくまで概ね〇〇時間を目指すという中で現状〇〇時間の中で畑に出ている時間と〇〇はおっしゃってましたので、現状は畑に出ている時間、経営指標上で概ね〇〇時間ほどの規模でブドウ栽培するのに必要な時間、概ねそこで足りるという計算で出していますので、ご承知いただければと思います。また、シャインマスカット、クイーンルージュの成長過程の中で天災、自然災害を考えないのかというところは、おっしゃるとおりです。ただ〇〇年の計画を立てる上でこのぐらいできるだろうとあくまで指標上の話になってしましますが、最低限で計算しています。〇〇年経つともしかしたら反収で〇〇キログラム、そのぐらい取れるのではないかとという計算をしますが、シャインマスカットの木が、〇〇年たって反収〇〇キログラムで見込んでいます。もう一つのシャインマスカット、クイーンルージュが、〇〇年植えて、〇〇年だと〇〇年目になり、その時には、反収〇〇キログラムぐらい取れるだろうということを見込んで収入を出してあります。そこまで取れるか取れないかというのは実際のところやってみないとわからないと思いますが、この辺りは県の方と相談しながら決めているところです。よろしくお願いします。

議長（会長） ただいまの説明でよろしいですか。

杉田委員 少し心配になるところですが、わかりました。

議長（会長） 他によろしいですか。特に質問等がなければ、原案とおりましたことによろしいですか。それで私の方からも一言ですが、〇〇におかれましては、〇〇歳という年齢ですが息子さんが〇〇歳ですので、私からの期待とすればできるだけ後継者に譲るような形で、自然災害もあろうかと思いますが、息子さんに引き継いでいただけるのが、一番いいのかなと私は考えます。スムーズな敷地ができますよう期待するところです。以上でよろしいですか。

それではここで全議案が終了いたしました。

議事録署名人_____

(※直筆でお願いします)